

令和8年度 第2回 旭川方面稚内警察署協議会 議事概要

1 開催日時

令和8年9月14日（月）午後1時30分から午後2時50分までの間

2 開催場所

旭川方面稚内警察署 会議室

3 出席者

(1) 協議会委員：6名

○ 会長	田尻隆志	リモート参加
○ 副会長	加藤亜紀	リモート参加
○ 委員	安田利之	
○ 委員	加藤朋愛	
○ 委員	高橋愛	
○ 委員	原志奈	

(2) 稚内警察署：9名

○ 署長	相澤博昭
○ 副署長	船橋哲哉
○ 警務課長	中居誠
○ 会計課長	佐藤磨
○ 生活安全課長	菊池裕太
○ 地域課長	川村幸輝
○ 刑事課長	大西崇典
○ 交通課長	安富正彦
○ 警備課長	原誠

4 業務概況等の説明

- (1) 稚内警察署の業務推進状況
- (2) 被害者支援活動について
- (3) 刑事警察活動について

5 警察活動に対する意見・要望等

- (1) 路面標示の摩耗について

【質問】

利尻富士町の町道交差点において停止線などの路面標示が消えかかっている箇所がある。

道に不慣れな観光客による交通事故も起きているので対応してほしい。

【回答】

利尻富士町を含めて利尻島での路面標示について調査を進めています。

調査完了後、公安委員会が管理する標示の摩耗や消失箇所について補修依頼を行います。

公安委員会が管理していない道路標示については、道路管理者に補修の働きかけを行っていきます。

(2) 交差点角地でのショートカット（通り抜け）について

【質問】

信号待ちをせずにコンビニ駐車場などの交差点角地をショートカット(通り抜け)する車両がある。

危険な行為なので取締りが必要ではないか。

【回答】

交差点の信号待ちを避けるために交差点角地を通り抜ける行為については、通り抜けそのものを禁止する法律はありませんが、道路交通法第17条第2項では「歩道又は路側帯に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない」と規定しており、角地や角地に沿う歩道に進入する際、また角地から歩道や道路に進行する際は直前で一時停止をしなければなりません。

また、道路交通法第70条第1項では、「他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない」と規定しており、角地を勢いよく走行して他人に危害を及ぼすような運転は違反となります。

それらの行為を認めた場合は、厳格な指導・取締りを実施していきます。

(3) 一時停止の標識が複数設置された交差点について

【質問】

稚内市富岡には信号機のない十字路交差点があり、そのうち三箇所の進入口には一時停止の標識が設置され、残りの一箇所には標識がない。

車両が行き交う際、優先順位はどうなるのか。

【回答】

最優先は、一時停止の標識がない側の車両ですが、優先であっても左右の安全確認を怠らず注意を払って交差点を渡らなければなりません。

標識に基づいて3箇所同時に車両が停止した場合、直進が優先、左方優先などのルールに従って走行すべきですが、一時停止標識を見落としているドライバーや自転車、歩行者が飛び出してくることがあるので、優先との意識にとらわれず安全に注意を払い、譲り合いの精神を持って走行するようお願いします。

6 次回の開催予定

令和8年11月下旬を予定